

議案第38号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

甲府市長 樋口雄一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

議員に支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。